

第9章 売掛金と買掛金

1. 売掛金勘定と買掛金勘定
2. 売掛金元帳と買掛金元帳
3. 貸倒れと貸倒損失

1. 売掛金と買掛金

- 売掛金
 - いずれは回収される。→現金となる。→資産。
- 買掛金
 - いずれは支払われる一種の借金。→負債。

貸借対照表

資産	負債
	資本 - 資本金 - 利益剰余金 - 当期純利益

貸借対照表

売掛金	XXX	買掛金	XXX

2. 売掛金元帳と買掛金元帳（テキストの例を変更している！）

総勘定元帳

売掛金

前月残	5,000				
①	18,000	③	15,000		
②	12,000	④	10,000		
当月残	10,000				
	(⑤+⑥)				

買掛金

		前月残	3,000		
⑦	9,000	⑪	12,000		
⑧	5,000	⑫	8,000		
		当月残	9,000		
			(⑨+⑩)		

売掛金元帳

京都商店

前月残	3,000				
①	18,000	③	15,000		
当月残	6,000				
	(⑤)				

奈良商店

前月残	2,000				
②	12,000	④	10,000		
当月残	4,000				
	(⑥)				

買掛金元帳

大阪商店

		前月残	1,000		
⑦	9,000	⑪	12,000		
		当月残	4,000		
			(⑨)		

神戸商店

		前月残	2,000		
⑧	5,000	⑫	8,000		
		当月残	5,000		
			(⑩)		

2. 売掛金明細表と買掛金明細表

売掛金元帳

京都商店			
前月残	3,000		
①	18,000		
当月残	6,000		
		③	15,000

奈良商店			
前月残	2,000		
②	12,000		
当月残	4,000		
		④	10,000

買掛金元帳

大阪商店			
		前月残	1,000
⑦	9,000	⑩	12,000
		当月残	4,000

神戸商店			
		前月残	2,000
⑧	5,000	⑫	8,000
		当月残	5,000

売掛金明細書

	9月1日	9月30日
京都商店	3,000	6,000
奈良商店	2,000	4,000
	5,000	10,000

買掛金明細書

	9月1日	9月30日
大阪商店	1,000	4,000
神戸商店	2,000	5,000
	3,000	9,000

3. 貸倒れと貸倒損失

- 会計の基本原則
 1. 取得原価の原則
 2. 収益認識の原則

収益は必ずしもお客様から代金を受け取った時に認識するのではなく、実際に商品やサービスを提供して代金をもらう権利を得た時に認識する。
 3. 費用収益対応の原則

費用は発生した時点で認識し、同一期間内での収益認識の原則にマッチさせる。
 4. 完全開示の原則
- 損益計算書は一定の期間の業績を示す。
- 売上などはその期間内の収益である。
- もし貸倒れなどの損失(費用)が翌期(翌年)に現実に発生するなら、それは売上などの収益を認識した年(つまり当期、今年)に認識しなくてはならない。

ケース・スタディ(テキストとは違う例:会計期間をまたがって考える)

- ① 平成23年末の売掛金残高1,000,000円に対して、3%の貸倒引当金を設定する。
- ② 平成24年になって、売掛金10,000円が貸倒れとなった。
- ③ 平成24年末の売掛金残高1,200,000円に対して、3%の貸倒引当金を設定する。なお、貸倒引当金の設定方法は、差額補充法によること。
- ④ 平成25年になって、平成24年に前年貸倒れの処理を行った10,000円のうち5,000円が回収された。
- ⑤ また、売掛金40,000円が貸倒れとなった。

仕訳帳

5

平成	月	日	摘要	元帳	借方	貸方
23	12	31	貸倒引当金繰入		30,000	
			貸倒引当金			30,000

仕訳帳

5

平成	月	日	摘要	元帳	借方	貸方
24	2	20	貸倒引当金		10,000	
			売掛金			10,000
	12	31	貸倒引当金繰入		16,000	
			貸倒引当金			16,000

仕訳帳

5

平成	月	日	摘要	元帳	借方	貸方
25	3	25	現金		5,000	
			償却債権取立益			5,000
	12	31	貸倒引当金		36,000	
			貸倒損失		4,000	
			売掛金			40,000